

副本



昭和五七年(行ノ)第二〇号

申立人

~~XXXXXXXXXX~~

~~XXXX~~

被申立人

大阪府西成警察署長

昭和五七年九月一日

被申立人訂訟代理人

大阪府北区須賀町

(電話) XXX-XXXX

弁護士

~~XXXX~~

~~XXXX~~

~~XXXX~~

~~XXXX~~





被申立人指定代理人

大坂市東区大平前之町九 大坂府警察本部

右 同     

右 同     

右 同     

事務吏員     

右 同     

事務吏員

山

口

山

山

山

巡查部長

山

山

山

山

山

警視

山

山

山

山

山

警部

山

山

山

山

山

警視

山

山

山

山

山

警部

山

山

山

山

山

警視

山

山

山

山

山

大
反
府
警
察



警部



大阪地方裁判所第七民事部 御中

意見書

目次

意見の趣旨 (1)

意見の理由 (1)

第一 本件道路使用許可申請の内容と

受理の状況等 (1)

一 申請の内容 (1)

二 申請時の状況 (3)

三 許可証の交付……………(9)

筈二 あいりん地区の特殊性……………(11)

一 あいりん地区の概況……………(11)

二 最近の治安情勢……………(29)

三 集団不法事案寸前のい集事案の発生状況……………(37)

四 集団不法事案の発生状況……………(49)

第三 あいりん地区における交通上の問題点……………(55)



一 道路交通の概要……………(55)

二 交通事故……………(60)

三 い泉事案が発生した場合の周辺交通への影響……………(61)

第四 本件申立人の所屬する団体の性格……………(65)

一 極左暴力集団による地区内活動のはじまり……………(65)

二 釜ヶ崎共闘会議の結成……………(72)

三 釜ヶ崎共闘会議の分裂と釜ヶ崎日雇労働

組合の結成

----- (77)

四 釜ヶ崎日雇労働組合・争議団の結成 ----- (90)

第五 五月二七日の車両街宣の状況 ----- (103)

一 当該道路使用許可申請の内容 ----- (104)

二 街宣活動に伴うい集事案の発生と交

通妨害の状況 ----- (106)

第六 本件不許可処分に係る行為が実施された



場合に予測される事態

(121)

一当該街宣車両への追隨とり巻き等からの紛争

(122)

二群集による道路の占拠と大規模な交通

妨害

(125)

三集団不法事案への発展

(126)

第七 本件処分の適法性

(133)

第八 本件執行停止申立ての不適法性

(139)

一 本件執行停止申立ては、申立ての利益

を欠く…………… (139)

二 回復困難な損害を避けるための緊急

の必要性がない…………… (141)

三 本件執行停止は、公共の福祉に重大な

影響を及ぼすおそれがある…………… (144)

四 本件執行停止の申立ては、本案について理由がない…………… (147)



意見の趣旨

本件申立てを却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

との裁判を求める。

意見の理由

第一 本件道路使用許可申請の内容と受理の状況等

一 申請の内容

本件道路使用許可申請の内容の
 要旨は、大阪市西成区萩之茶屋二丁目
 五番二三号釜ヶ崎解放会館内、釜ヶ崎日
 雇労働組合執行委員 ~~〇〇〇~~ を申請
 人とし、普通乗用自動車 ~~〇〇〇~~
 を用い、大阪市内全域（阪神高速道路を除く）
 において、昭和五七年八月三〇日から同九月五日



まど、各日の午前九時（日曜日）は午前二時）か
 ら午後八時まどの間、車両に備へ付けた拡声器で
 「就労申告書廃止反対の宣伝」を行いなから走行す
 るというものである。

（疎乙第一号、第二号証）

二 申請時の状況

(一) 本件申請に係る事前相談



本年八月二六日午前八時五三分

ろ申請人 ~~田中~~ 加西成警察署

に未署し、同署交通課長らに対し

て口頭で、

「就労申告書制度廃止問題に関する

反対の街宣活動をやりたい。

街宣日時は、本年八月二七日から三日

たいし五日間で、いずれも午前六時から午後八時を予定している。

街宣区域は、大阪市内一円であるが、とくにあいりん地区、大正区及び主要ターミナルが重点であるが、使用する車両については、現在のところ確定してはいない。旨申し述べた。



これに対して同署交通課長らに、
あいろん地区の特殊性等から、当該地
区での活動、少なくとも夜間における
活動を思いとどまるよう指導したが、こ
めときは帰って検討する旨述べて退
署した。

次いで、同日午後四時三十分ごろ、

田と松繁 逸夫が西成警察署
に来署したため、同署交通課長は、前
記同様の指導を行ったが、これにも応じ
てはかた。

(二) 本件申請書の受理

翌八月二七日午前九時二〇分ごろ及び
同日午前二時二五分ごろの二回にわた

り前記 ~~山~~ 地、松繁 逸夫の兩名が
西成署に来署し、車両街宣に係る道路
使用許可申請書を提出したので、再度
前記の指導を行ったが、変更する意思は
無いとのことであった。よつて西成署
は、同日午前一口時四十分ころこれを
受理した。

(疎乙第三号、第四号証)

三 許可証の交付

本件申請に基づき検討した結果、

疎甲第一号証の別紙二のとおり、一部

を不許可としたほか、他の部分については

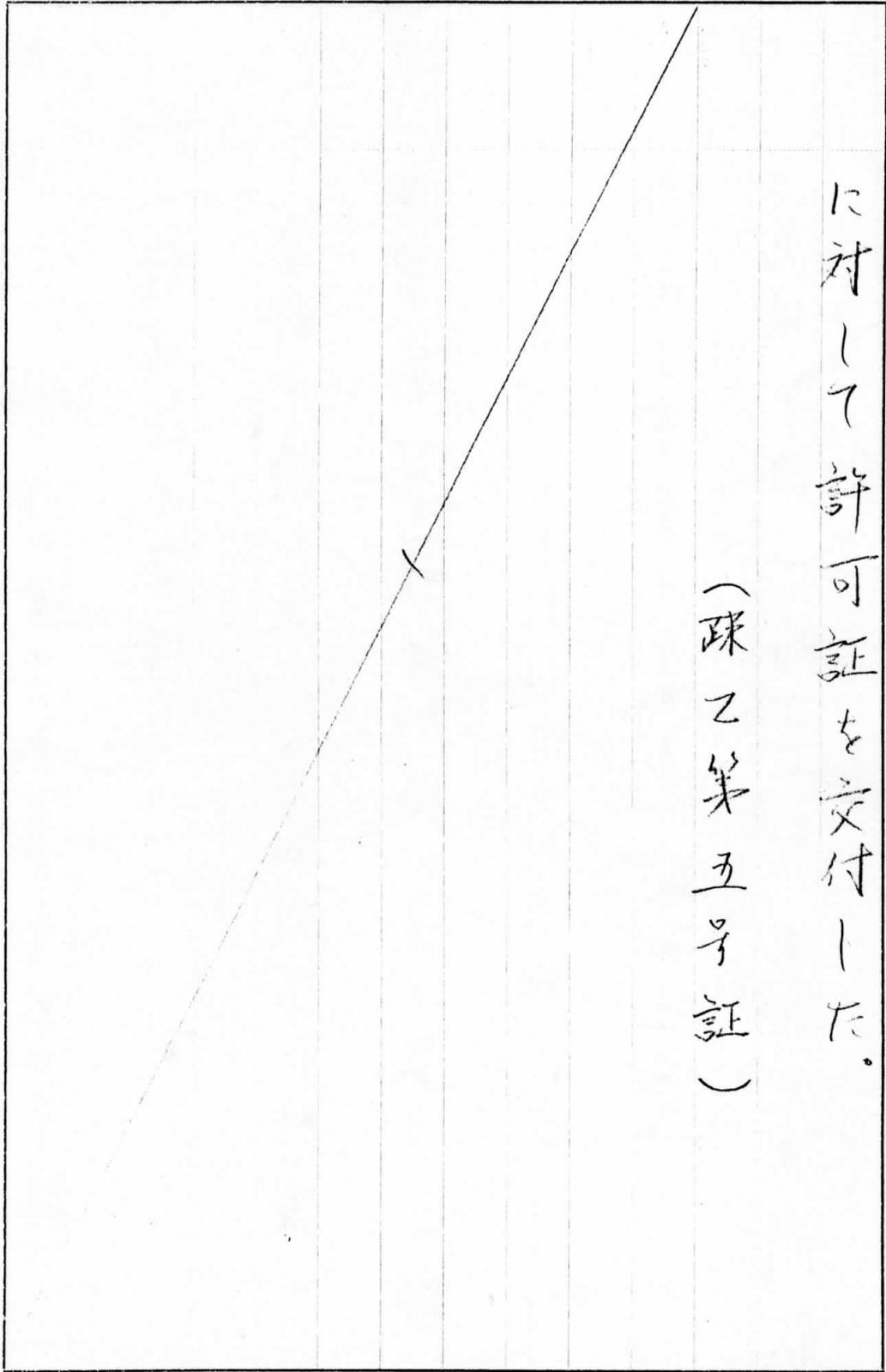
許可をすることとし、昭和五七年八月

二十九日午後六時三〇分申請人 **川田**



に対して許可証を交付した。

(疎乙第五号証)



大 陽 房 荷 箋